

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）の一部改正*の新旧対照表

*刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示（令和7年個人情報保護委員会告示第10号）による一部改正。

【刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行の日（令和7年6月1日）施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後					改正前				
目次					目次				
[略]					[同左]				
[第1・第2 略]					[第1・第2 同左]				
第3 総論					第3 総論				
[第3-1～第3-3 略]					[第3-1～第3-3 同左]				
第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置					第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置				
[(1)・(2) 略]					[(1)・(2) 同左]				
(3) 罰則の強化					(3) 罰則の強化				
[略]					[同左]				
項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則		項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			個人情報保護法	住民基本台帳法				個人情報保護法	住民基本台帳法
①	[略]	4年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金	2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	[略]	①	[同左]	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	[同左]

		又は併科 (第48条)	(第176条)	
②	[略]	3年以下の <u>拘禁刑</u> 若し くは150万円 以下の罰金 又は併科 (第49条)	1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50万円以下 の罰金 (第180条)	1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50万円以下 の罰金 (第43条)
③	[略]	[略]	[略]	2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 100万円以下 の罰金 (第42条)
④	[略]	3年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 150万円以下 の罰金 (第51条)	[略]	[略]
⑤	[略]	2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 100万円以下 の罰金 (第52条)	1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50万円以下 の罰金 (第181条)	[略]
⑥	[略]	2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は	[略]	1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は

		は併科 (第48条)	(第176条)	
②	[同左]	3年以下の <u>懲役</u> 若しく は150万円以 下の罰金又 は併科 (第49条)	1年以下の <u>懲役</u> 又は50 万円以下の 罰金 (第180条)	1年以下の <u>懲役</u> 又は50 万円以下の 罰金 (第43条)
③	[同左]	[同左]	[同左]	2年以下の <u>懲役</u> 又は100 万円以下の 罰金 (第42条)
④	[同左]	3年以下の <u>懲役</u> 又は150 万円以下の 罰金 (第51条)	[同左]	[同左]
⑤	[同左]	2年以下の <u>懲役</u> 又は100 万円以下の 罰金 (第52条)	1年以下の <u>懲役</u> 又は50 万円以下の 罰金 (第181条)	[同左]
⑥	[同左]	2年以下の <u>懲役</u> 又は50	[同左]	1年以下の <u>懲役</u> 又は50

		50万円以下の罰金 (第53条)		50万円以下の罰金 (第43条)
⑦	[略]	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 (第54条)	[略]	[略]
⑧	[略]	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 (第55条)	[略]	[略]

[第3-5～第3-7 略]

第4 [略]

[(別添1)・(別添2) 略]

		万円以下の罰金 (第53条)		万円以下の罰金 (第43条)
⑦	[同左]	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第54条)	[同左]	[同左]
⑧	[同左]	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第55条)	[同左]	[同左]

[第3-5～第3-7 同左]

第4 [同左]

[(別添1)・(別添2) 同左]